

重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサロン いきいき 鶴が台
所在地	茅ヶ崎市円蔵1353番地
サービス種類	通所介護事業
介護保険指定番号	1472402179号
サービス提供地域	茅ヶ崎市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月曜日 ～ 土曜日	午前8：30 ～ 午後5：30
休日	日曜日 ・ 年末年始 (12/29～1/3)

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	実務者研修	1名	名	1名
生活相談員	初任者研修・実務者研修	1名	名	名
生活相談員	介護福祉士	名	2名	2名
介護職員	介護福祉士・初任者研修・実務者研修他	2名(兼務あり)	4名(兼務あり)	6名
機能訓練指導員	理学療法士・鍼灸あん摩マッサージ師	名	3名(兼務)	3名

(4) 当事業所の設備

- ・定員：10名/日
- ・ホール・食堂：1室(39.59㎡) ・浴室：1室(4.62㎡)
- ・送迎車両：3台

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・連絡など）

TEL：0467-39-6508

担当部署： デイサロン いきいき 鶴が台

担当者： 管理者

受付時間：午前8：30～午後5：30

※ 公的機関においても、次の機関において苦情届出等が出来ます。

茅ヶ崎市役所福祉部介護保険課給付担当 TEL 0467-81-7164 (直通)

神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)介護苦情相談課 TEL 045-329-3445

3 従業員の職務内容

ご利用者様に地域密着型通所介護・茅ヶ崎市第1号事業に沿った、送迎・身体介護・食事の提供・入浴介助・機能訓練・口腔機能向上・アクティビティー・その他必要なサービス、ご利用者様・ご家族様からのサービスに関するご相談を行います。

デイサロンいきいき鶴が台 サービス利用料金表（令和6年6月1日改正）

（1）地域密着型通所介護利用料金（1回あたり）

介護保険適用	単位	1割負担分	2割負担	3割負担
要介護1	783単位	819円	1,637円	2,455円
要介護2	925単位	967円	1,934円	2,900円
要介護3	1,072単位	1,121円	2,241円	3,361円
要介護4	1,220単位	1,275円	2,550円	3,825円
要介護5	1,365単位	1,427円	2,853円	4,280円

（2）茅ヶ崎市第1事業利用料金

国基準通所型サービス

介護保険適用	単位	1割負担分	2割負担	3割負担
要支援1（包括報酬）	1,798	1,879円	3,758円	5,637円
要支援1（出来高）	436/回	456円/回	912円/回	1,367円
要支援2（包括報酬）	3,621	3,784円	7,568円	11,352円
要支援2（出来高）	447/回	468円/回	935円/回	1,402円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

（3）加算

介護職員等処遇改善加算Ⅱ	サービス単位合計の9%
サービス提供体制強化加算（なし）	要介護の方 0単位/回 要支援1の方 0単位/月 要支援2の方 0単位/月
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	要介護の方 56単位/日
個別機能訓練加算（なし）	要介護の方 0単位/月
科学的介護推進体制加算（なし）	要介護の方 0単位/月
口腔機能向上加算（なし）	要介護の方 150単位/回（月2回まで） 要支援の方 150単位/月
入浴介助加算	1回 40単位
地域加算（単位数単価）	10.45円

○自己負担するもの（介護保険適用外）

食費	1日につき	870円
オムツ	1枚につき	オムツ180円/パッド50円
レクリエーション材料費		実費

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、超えたところから下記の交通費をいただきます。

交 通 費	1 kmにつき	95円
-------	---------	-----

(5) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の16時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の16時までにご連絡がなかった場合	昼食費

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

地域密着型通所介護・茅ヶ崎市第1事業と契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。また、施設の見学もできます。お気軽にご連絡ください。

(2) サービス利用中

お休みの場合は前日午後4時までにご連絡下さい。

(3) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約をすることができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・当事業所が破産した場合は、ご利用者様に文書で通知することで、即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・ご利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ご利用者様に、病気・怪我などで健康上に問題がある場合は、当事業所におけるサービスのご利用をお断りする場合があります。
- 当事業所における当日の健康チェックにおいて、ご利用者様の診断結果が悪い場合、サービス内容の変更、または、サービスの提供を中止する場合があります。
- 当事業所のサービス利用中に、ご利用者様の体調が悪くなった場合、サービス提供を中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ご利用者様に、他のご利用者様の健康に悪影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。ご利用者様の疾患（感染症）が治癒するまで、当事業所におけるサービスの利用はお断りさせていただきます。
- サービスのご利用時は、金銭・貴重品類は持参しないでください。また、ご利用者様間での金銭の貸し借り・物品の貸し借り・食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- 当事業所の施設内では、政治活動・宗教活動・物品の販売などの行為は、禁止させていただきます。

6 営業日及びサービス提供時間

- ① 営業日：月・火・水・木・金・土（祝祭日を含む）
- ② 休業日：12月29日～1月3日
- ③ サービス提供時間：午前9時30分～午後4時30分

7 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名		
	主治医氏名		
	連絡先		
緊急連絡先	①	氏名	(続柄：)
		連絡先	
	②	氏名	(続柄：)
		連絡先	
	③	氏名	(続柄：)
		連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準			

8 事故発生時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に事故が発生した場合は、関係各位に連絡するとともに、賠償すべき事故の場合は、当事業所はご利用者様に対して賠償責任を負うものとします。

9 非常災害対策

当事業所においては非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

また、非常災害発生時における業務継続計画にのっとり適切に対応します。

10 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

11 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

12 秘密保持

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

-2 事業者及び従業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他別紙個人情報使用同意書記載事項等の必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

13 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

14 従業者の研修

感染症対策、業務継続計画、虐待防止、ハラスメント対策及びその他について必要な研修を行う。

15 第三者評価

第三者評価は実施していない。

【会社の概要】

社名 株式会社ファンライフ
資本金 20,000,000 円
社員数 40名 (契約社員含む)
設立 平成15年 9月24日
所在地 茅ヶ崎市本村 4-19-48
代表者 代表取締役 高部憲雄

【事業内容】

訪問介護事業／居宅介護支援事業／通所介護事業
地方公共団体 (区市町村) から介護被保険者認定調査業務の受託

【事業者】

住所: 茅ヶ崎市本村 4-19-48
社名: ファンライフ株式会社
代表者: 代表取締役 高部憲雄

【事業所】

住所: 茅ヶ崎市円蔵 1353 番地
事業所名: デイサロン いきいき 鶴が台
(指定番号 1472402179)

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】 住所_____

氏名_____

【代理人】 住所_____

氏名_____ (続柄)